

厚真町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 厚真町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理施設整備事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成19年度 (9年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	0.08人/ha (H27末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	本町の特別排水処理施設整備事業の処理区は、厚真町公共下水道事業の処理区を除く地域である。		
処 理 場 数	浄化槽を順次設置しており、平成27年度の浄化槽基数は407基である。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	都道府県汚水処理基本構想(全道みな下水道)に位置付けられている、公共下水道計画区域以外については、集合処理が適さないため、合併浄化槽による個別処理を行っていく方針としている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	厚真町の下水道使用料体系は、下表に示すとおりとなっている。 使用料対象経費は、維持管理費の全部となっている。														
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本料金(1か月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>8m³まで</td> <td>1,555円</td> <td>194円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1m ³ につき)	基本水量	料金	一般用	8m ³ まで	1,555円	194円
区分							基本料金(1か月につき)			超過料金 (1m ³ につき)					
	基本水量	料金													
一般用	8m ³ まで	1,555円	194円												
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方															
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,780 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,100 円										
	平成26年度	3,888 円		平成26年度	4,373 円										
	平成27年度	3,888 円		平成27年度	4,217 円										

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人(損益勘定所属職員:浄化槽部門)
事業運営組織	本町の下水道事業は、建設課上下水道グループで所管されており、単独の組織で運営を実施している。 なお、同課内には土木グループ、建築住宅グループがあり、連携を図りつつ効率的な運営に努めている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	特定地域生活排水浄化槽の年間の点検・清掃は、民間委託を実施している。 包括民間委託は実施していない。
	イ 指定管理者制度	特定地域生活排水処理施設事業は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考えて、本町では検討していない。
	ウ PPP・PFI	本町の特定地域生活排水処理整備では、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無い。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の特定地域生活排水処理施設事業において、エネルギー利用は実施していない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の特定地域生活排水処理施設事業において、未利用土地・施設はない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

本町の特定地域生活排水処理事業は、順次整備を実施しており、現在の水洗化率は公共下水道と合わせて71.6%である。今後も特定地域生活排水処理施設事業は維持に努める。収益的収支は、過去3年間の一定値(100%程度)を示している。
経費回収率は類似団体と同程度であるが、汚水処理原価が類似団体と比べて高い傾向にあるため、維持管理費・資本費を削減する対策が必要である。

2. 経営の基本方針

「厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略-平成27年10月-(計画基準2010年～計画目標2060年)」では、「快適に暮らせるあつま」・「みんなで支えるあつま」をスローガンに快適な居住環境を提供するため、以下の基本方針を設定している。

- ・生活排水の適正処理
-下水道(合併処理浄化槽含む)の普及・PR

「第4次厚真町総合計画(平成28年～平成37年)」では、「美しい自然や生態系、水資源が保全され、自然エネルギーが有効に活用されている」を目指す姿とし、以下の基本方針を設定している。

- ・公共下水道、合併処理浄化槽により、生活排水の適切な処理を進めます。

以上より、経営戦略での基本方針は、以下のように設定する。

- ・下水道事業による集合処理区域外において、さらなる浄化槽の整備を進め、町全体としての生活排水処理の普及に努める。
- ・経費の内訳を明確化し、独立採算を目指す。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成29年度～平成38年度の投資は、以下のように計画する。

- ・浄化槽は、今後も更なる普及を目指して、毎年一定基数を設置していく計画であり、その費用として、平成29年度～平成38年度の10年間では、約230百万円の投資を計画する。

② 収支計画のうち財源についての説明

財源の収支計画は、以下のように計画する。

- ・料金収入は、平成27年度の料金体系で算出し、年間約18百万円～21百万円を見込む。平成29年度～平成38年度の10年間では、約199百万円の料金収入を計画する。
- ・国庫補助金は、将来も現行の浄化槽市町村整備推進事業と同様の支援があるものと考え、年間約8百万円程度の支援を見込む。平成29年度～平成38年度の10年間では約77百万円の国庫補助金を計画する。
- ・一般会計繰入金は、基準内、基準外合わせて年間15～26百万円を見込み、平成29年度～平成38年度の10年間では約214百万円を計画する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費は、以下のように計画する。

【維持管理費】

- ・浄化槽施設の維持管理費は、処理水量に対する維持管理負担金を想定し、設定する。(年間 約32百万円 ～ 約36百万円)

【起債償還額】

- ・新たに借り入れる分は、利率2%と設定する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	厚真の特定地域生活排水処理事業は、「全道みな下水」に準拠した計画区域となっており、最適な処理区域に設定されている。 広域化・共同化については、特定地域生活排水処理のため、該当しない。
投資の平準化に関する事項	老朽に伴う浄化槽の更新時は、定期点検・修繕履歴より各浄化槽の劣化度合いを把握し、改築・更新時期が集中しない様、平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	本町の事業規模では、民間活力の活用を導入するには困難と考えられる。近隣市町村との共同化の検討と合わせて民間活力の活用を検討する。
その他の取組	今後も一定の浄化槽の増加を見込んでおり、浄化槽の新規増設と既存の更新時期が集中しないよう維持管理実績の蓄積等により適切に改築・更新を実施するものとする。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	維持管理費の削減及び料金の検討を定期的に行い、経営状況及び経済情勢を勘案し、必要に応じて料金の改定を行っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	本町の下水道事業は、資産活用となる資産を有しておらず、将来も資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	浄化槽の改築・更新に付与する補助メニュー創設の如何など、国の動向に注目する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	本町の事業規模では、民間活力の活用を実施するには困難と考えられる。近隣市町村との共同化の検討と合わせて民間活力の活用を検討する。
職員給与費に関する事項	町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
動力費に関する事項	近年の電力料金の動向から過去の実績値を採用しているが、設定値と大幅に異なる場合は、収支計画を見直す。
薬品費に関する事項	本庁の特定地域生活排水処理施設事業においては、薬品費を見込んでいない。
修繕費に関する事項	ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
委託費に関する事項	今後も法定検査を実施し、浄化槽の適正な管理に努める。
その他の取組	改築・更新を実施する際は、省エネ機器を導入する等の経費削減に努める。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	原則として計画年度(平成29年度～平成38年度)の中間年度である平成34年度に、実績と今後の見通しに乖離がないか検証を実施する。計画と大幅な乖離が見られた場合は、すみやかに計画の見直しを実施する。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)													
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)													
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	97	97	95	94	91	85	84	83	83	82	81	81	80
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	15,977	17,244	17,821	18,375	18,920	19,242	19,559	19,870	20,176	20,476	20,771	21,061	21,345
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	158,242	157,832	156,989	155,395	153,163	149,873	143,746	137,048	130,100	123,172	116,204	109,195	102,145

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分													
収益的収支分	13,653	13,358	12,590	12,971	13,351	13,671	13,985	14,303	14,626	14,944	15,258	15,569	15,876
うち基準内繰入金	616	1,147	12,590	12,971	13,351	13,671	13,985	14,303	14,626	14,944	15,258	15,569	15,876
うち基準外繰入金	13,037	12,211											
資本的収支分	5,884	4,433	1,594	2,233	3,290	6,127	6,699	7,355	7,753	8,218	8,690	9,169	9,657
うち基準内繰入金	8,310	8,225	1,594	2,233	3,290	6,127	6,699	7,355	7,753	8,218	8,690	9,169	9,657
うち基準外繰入金	△ 2,426	△ 3,792											
合 計	19,537	17,791	14,184	15,204	16,641	19,797	20,684	21,659	22,379	23,162	23,948	24,738	25,532

経営比較分析表

北海道 厚真町

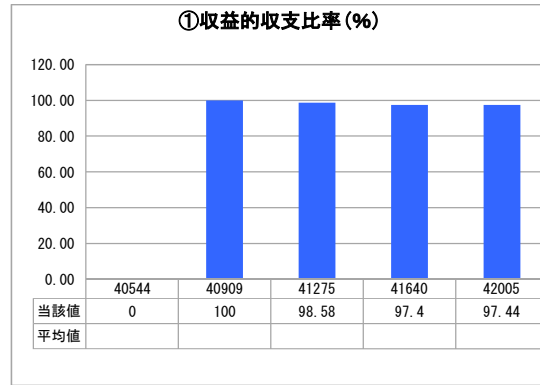
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	特定地域排水処理	L3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	13.42	100.00
1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)			
3,888			

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,699	404.61	11.61
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
626	403.38	1.55

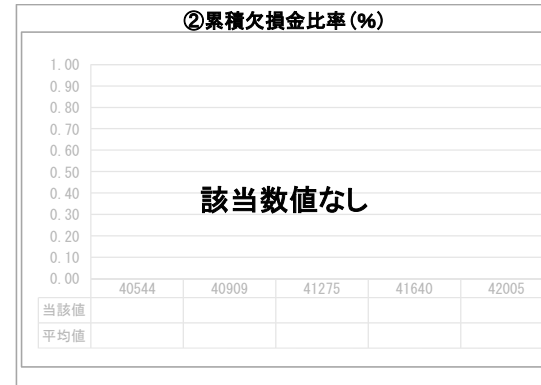
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



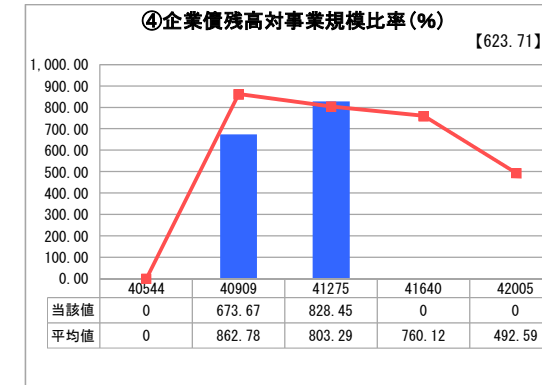
「単年度の収支」



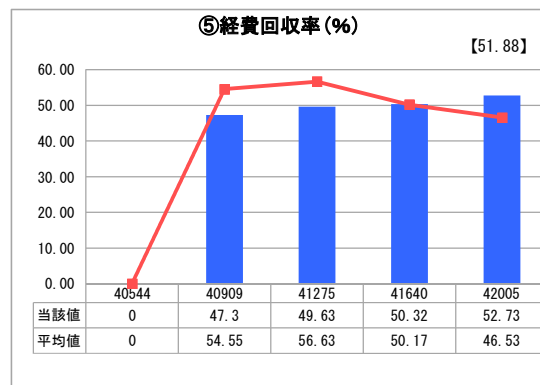
「累積欠損」



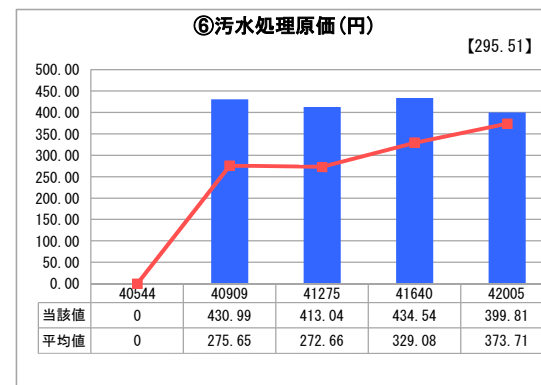
「支払能力」



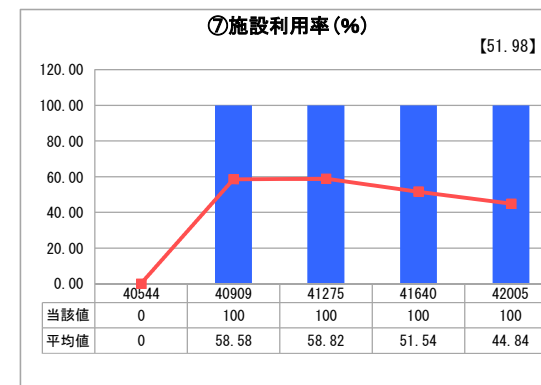
「債務残高」



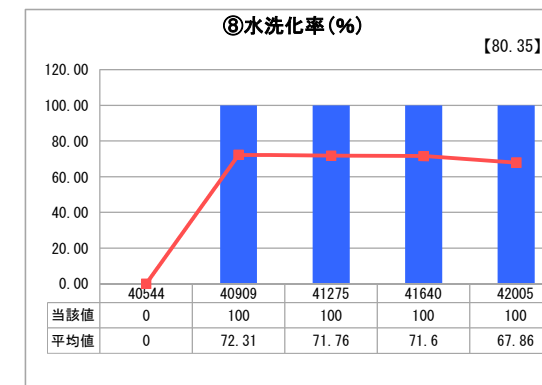
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

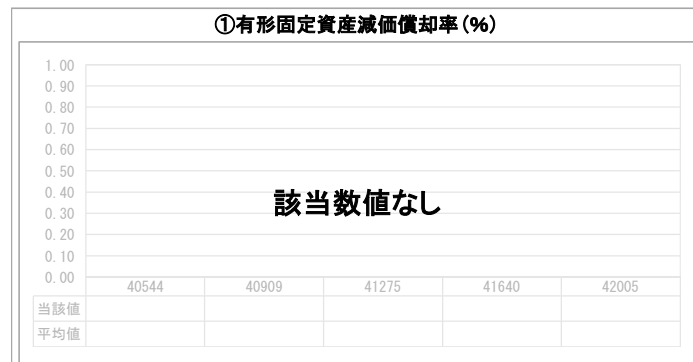


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

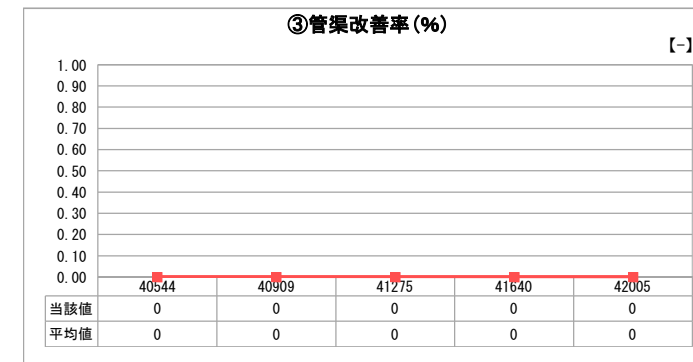
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①100%程度を維持しているが、下水道事業全体で見た場合、類似団体と同等程度あると考えられる。
- ②該当なし
- ③該当なし
- ④今後さらに合併浄化槽事業を進めていく予定であるため、企業債残高は多くなっていく傾向がある。
- ⑤類似団体と同程度である。
- ⑥汚水処理費が類似団体と比較すると高い傾向にあり、今後維持管理については考えていく必要がある。
- ⑦施設の利用率は100%であり、適切である。

2. 老朽化の状況について

事業開始より、現在まで更新は行われていない。

全体総括

浄化槽については、維持管理費が高い傾向にあり、使用水量が少ない少人数世帯においても、高い維持管理費が発生するため、今後さらに人口減少が進み、少人数世帯が多くなってきた場合、経営改善を進めていく必要があると考えられる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。